

## 第1部 市町村行動計画の構成

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければいけない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。令和6年(2024年)7月に改定された政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

行動計画においても同様の観点から、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策は、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、国や県の実施すべき対策に基づき決定する。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要となる。

また、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

表 1[感染拡大時期に応じた対策]

(対応期は、国・県の示す基本的対処方針に基づき対応)

時 期		対 応
準備期	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国や地域における医療機関等関係機関との連携、町民等に対する啓発や県・町・事業者による業務継続計画等策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性が発生した段階(国内で発生した場合を含める)	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を策定する。 海外で発生している段階で、県内の万全の体制を構築するためには、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や県からの情報に基づき、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。 また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、町及び事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情に応じて、町は国や県方針に応じて柔軟に対策を講ずることができるようにする。

流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における感染対策の見直し等を行う。
-----------------------------------	--------------------------------

## 第2節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

県、町または指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画および町行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期し、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

### (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

### (イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

### (ウ) 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

### (エ) 医療提供体制、検査体制、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等の備え

感染症法や医療法(昭和23年法律第205号)等の制度改正による医療提供体制等平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発体制、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(オ)負担軽減や情報の有効活用、県、国および町との連携等のための DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、県と国および町との連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、県、国および町との連携、研究開発への支援、国際的な連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2)感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、町民生活および社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命および健康の保護と町民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。

(ア)可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ)医療提供体制と町民生活および社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には予防計画および医療計画に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。併せて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(エ)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国の方針を踏まえながら、必要に応

じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

#### (オ)町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

#### (3)基本的人権の尊重

県および町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、県が特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならない。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

#### (4)危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5)関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部および町対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。県は、特に必要があると認めるときは、国に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。また、町から県に対して、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(6)高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7)感染症危機下の災害対応

県は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、町を中心に避難所施設の確保等を進めることや、県および町において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県は、国および町と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、県および町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8)記録の作成や保存

県および町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、県対策本部および町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

### 第3節 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議\*(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議(以下「関係省庁対策会議\*」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

#### (2) 県および町の役割

県および町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応が求められることから、実際の新型インフルエンザ等の県内発生時には、県対策本部により県の対処方針を決定し、感染状況等に応じて必要な対策を総合的に推進する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、

検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する下関市(以下「下関市」という。)、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

#### 【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国及び県の対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。また、消防機関においては、県の要請により患者等の移送に協力する。

#### 【保健所】

県内各保健所は、感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、医療計画並びに地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき保健所及び環境保健センターが作成する健康危機対処計画(以下「健康危機対処計画」という。)等に基づき、平時から、管内の市町や消防機関、医療機関、社会福祉施設等との、会議や研修・訓練等の開催を通じ、感染症有事に備えた顔の見える連携体制の強化・充実をはじめとした、健康危機に備えた準備を計画的に推進する。また、新型インフルエンザ等の発生時には、地域における感染症対策の中核的機関として、地域で感染を疑う住民への相談窓口の開設をはじめ、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等との連携等、感染症の発生及びまん延防止のための取組を推進する。

#### 【地方衛生研究所】

県環境保健センターは、本県の感染症の技術的かつ専門的な機関として、平時から、国や国立健康危機管理研究機構(JIHS)等との連携による、高度な科学的知見に基づく、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表によるリスクコミュニケーションの強化、研究の推進、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備、県内唯一の第一種感染症指定医療機関である県立総合医療センターを始めとした医療関係機関との連携強化など、本県の感染症対策に必要な基盤の整備を担う。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、国等との連携により、病原体の早期探知、

発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、県を始め関係機関等と当該情報等を共有する。

### (3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 【第一種感染症指定医療機関】

本県唯一の第一種感染症指定医療機関である県立総合医療センターは、感染症の発生予防及びまん延防止のため、県内における感染症の医療に係る中核的機関として、一類感染症、二類感染症等の入院治療を行うとともに、環境保健センター等と連携し、情報の収集及び分析等に努める。

また、将来にわたって、本県の感染症医療の拠点として中核的役割を担えるよう、その人材の養成及び資質の向上を含め、さらなる機能強化を推進する。

#### 【第二種感染症指定医療機関】

第二種感染症指定医療機関は、地域における感染症の医療に係る中核的機関として、二類感染症等の入院治療を行い、感染症の発生予防及びまん延防止に努める。

#### 【協定指定医療機関】

第一種及び第二種協定指定医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 【医師・看護師等の関係者】

医師・看護師等の医療関係者は、平時から、新型インフルエンザ等の発生に備えた県・市町の対策に協力するとともに、感染症有事においては、その病原性や県内感染状況に応じ、地域における通常医療との両立を前提し、新型インフルエンザ等感染症の病

原性に応じた良質かつ適切な医療を提供するよう努める。

#### 【歯科医師等の関係者】

歯科医師等の歯科医療関係者は、新型インフルエンザ等の発生時には、さらなるまん延を防止するための県からの要請に応じ、感染を疑う者に対する検体採取や、ワクチン接種に協力するよう努める。

#### 【薬剤師等の関係者】

薬剤師等の薬務関係者は、平時から国の示すワクチン、治療薬等の研究開発への支援に努めることとし、新型インフルエンザ等の発生時には、その病原性に応じ国の示す指針等に従い、市町等におけるワクチン接種や医療機関等での治療薬投与の開始に向けて、県内の薬剤卸機関との連携による体制整備に努める。

#### (4)指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### (5)登録事業者の役割

登録事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の県民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

#### (6)一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

#### (7)町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基

本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本項目等

### 第1節 行動計画における対策項目等

#### (1) 町行動計画の主な対策項目

本町行動計画は、政府行動計画・県行動計画に示された方針に基づき、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町、県や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を町行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

※対策項目のうち「リスクコミュニケーション」、「ワクチン」、「保健」、「物資」は、新たに追加された項目

#### (2) 対策項目ごとの基本理念

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

### 第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

#### (1)EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要。

#### (2)新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、本県行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要。

県及び市町、県民等が幅広く対応に関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

#### (3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要。県及び市町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、県民や関係機関に働き掛けを行う。

#### (4)定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしている。

県は、政府行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、行動計画の見直しを行う。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画等が見直された場合は、県は、必要に応じ、行動計画について所要の見直しを行う。

#### (5)市町行動計画等

本県行動計画の改定を踏まえて、町での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、町においても行動計画の見直しを行う。

県は、町の行動計画の見直しに当たって、町との連携を深める観点から、行動計画の充実に資する情報の提供等を行う。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、県から町に対して、平時からの対策の充実に資する情報の提供や好事例の横展開、必要な研修等に係る情報を提供する等、町の取組への支援を充実させる。

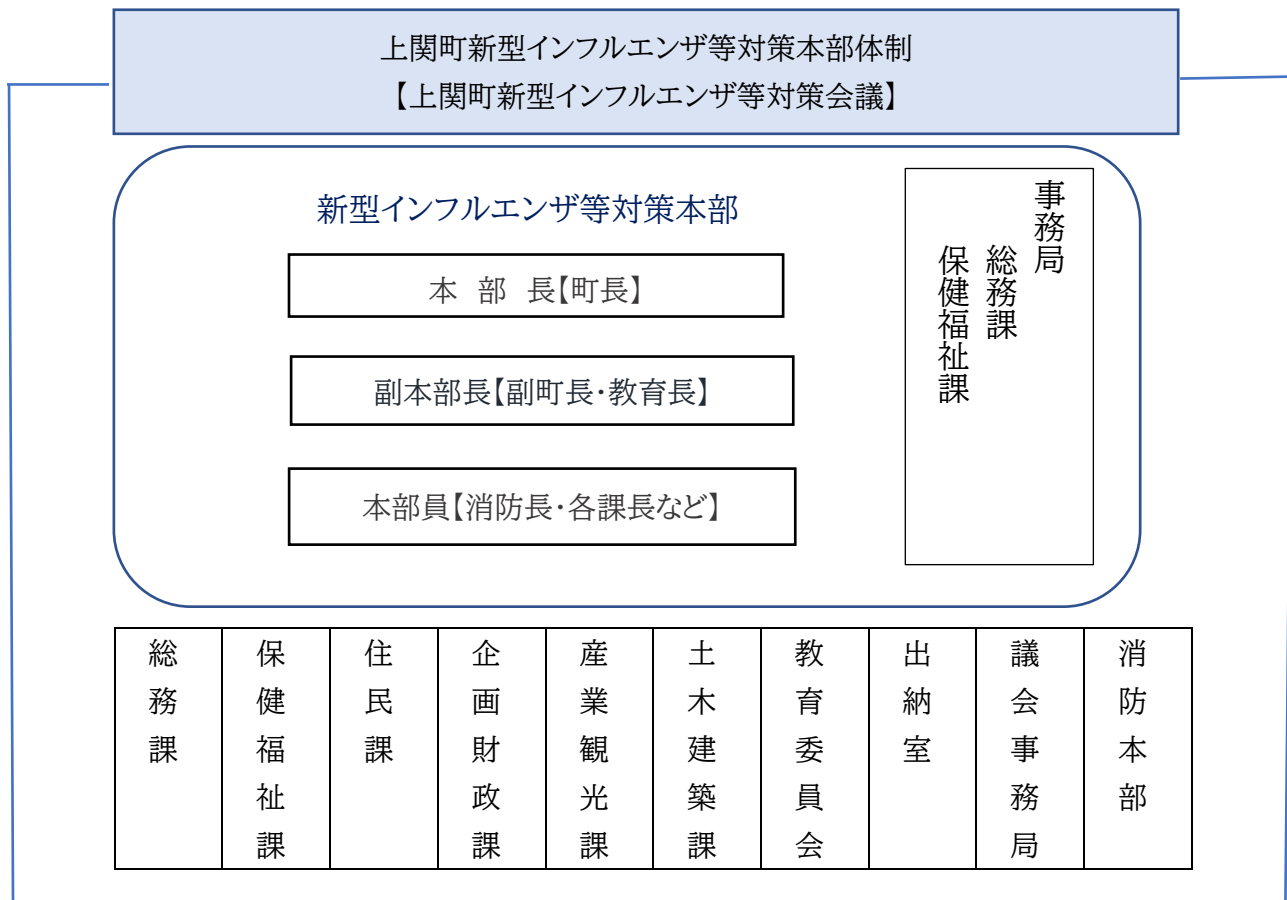
## 第4章 組織体制

### (1) 時期に応じた体制を整備

時期	準備期	初動期	対応期			
	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(国内で発生した場合を含める)	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
本庁	上関町新型インフルエンザ等対策本部体制 ※政府対策本部が廃止された時は、本部を廃止する。					

### (2) 上関町インフルエンザ等対策本部体制

新型インフルエンザ等が発生した場合において、情報共有し、関係機関が連携して、新型インフルエンザ等の予防・まん延防止対策について協議する。



### (3)各課の役割

新型インフルエンザ等の発生の危険性が高まった時期において、関係部局が情報を共有するとともに連携を強化し、町民への適切な情報提供など必要な対策が講じられるよう協議する。

<p>各部局共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザの町内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること</li> <li>・ 住民への情報提供に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ対策各部局業務の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること</li> <li>・ 他課や関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること</li> <li>・ 関係機関との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 所管施設の運営管理・閉鎖等の措置に関すること</li> <li>・ 所管施設・団体の感染・まん延防止策に関すること</li> <li>・ 所管施設の消毒等に関すること</li> <li>・ 行事及び民間事業等の自粛要請に関すること</li> <li>・ 多数の集まるイベント等の自粛の要請に関すること</li> <li>・ その他、新型インフルエンザ対策本部の決定事項に関すること</li> </ul>
<p>保健福祉課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、保健所、市町、関係機関等との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 医師会、薬剤師会、医療機関等との連絡、調整に関すること</li> <li>・ 医療、健康相談に関すること</li> <li>・ 相談窓口に関すること</li> <li>・ 予防接種に関すること</li> <li>・ DXに関すること</li> <li>・ 職員の研修・訓練の実施に関すること</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資機材の準備に関すること</li> <li>・ 所管施設入所者及び利用者の罹患状況の把握に関すること</li> <li>・ 所管施設の症状がある職員の出勤停止及び受診の指導に関すること</li> <li>・ 在宅要援護者(高齢者・障がい者など)の支援に関すること</li> <li>・ 所管する保育所の感染・まん延防止策に関すること</li> <li>・ 園児の罹患状況の把握や感染が疑われる症状がある園児や家族の受診の指導に関すること</li> <li>・ 所管する園の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること</li> <li>・ 所管する児童クラブの臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること</li> </ul>

総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の服務、出勤状況の把握に関する事</li> <li>・ 庁舎などの警備及び管理に関する事</li> <li>・ 庁舎内の感染予防対策に関する事</li> <li>・ 車両の確保に関する事</li> <li>・ 町内在住の外国人への支援に関する事</li> <li>・ 県対策本部との連携に関する事</li> <li>・ 対策本部、対策会議の運営に関する事</li> <li>・ 情報の収集に関する事</li> <li>・ 県、他市町、警察署、関係機関などとの連絡、調整に関する事</li> </ul>
企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ対策関係予算などの財務に関する事</li> </ul>
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管する学校の感染・まん延防止策に関する事</li> <li>・ 児童、生徒の罹患状況の把握に関する事</li> <li>・ 感染が疑われる症状がある児童、生徒への受診の指導に関する事</li> <li>・ 所管する学校・放課後子ども教室の臨時休業及び臨時休業中の対応に関する事</li> </ul>
住民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡届受理事務と対策本部、保健所との連携に関する事</li> <li>・ 遺体の安置及び火葬に関する事</li> <li>・ 感染性廃棄物の処理に関する事</li> </ul>
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通機能維持の連絡、調整に関する事</li> <li>・ 商工会、小売業団体などに対する生活必需品の安定供給の要請に関する事</li> <li>・ 民間企業などへの就業制限要請に関する事</li> <li>・ 動物(家きん・家畜など)の不審死への対応に関する事</li> </ul>
土木建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関までの道路交通情報の提供に関する事</li> <li>・ 水道関係情報の収集及び記録に関する事</li> </ul>
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関、新型インフルエンザ外来との連携に関する事</li> <li>・ 重症患者の搬送と感染防止策に関する事</li> <li>・ 対策本部への連絡及び報告に関する事</li> <li>・ 状況調査に関する事</li> <li>・ 消防隊出動状況のとりまとめに関する事</li> </ul>